

民家防音空気調和機器工事住民負担額補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、関西エアポート株式会社（以下「会社」という。）の大阪国際空港住宅騒音防止対策助成金交付規程（平成28年1月20日規程第65号。以下「会社規程」という。）による空気調和機器の更新工事又は告示日後住宅の防音工事を行う場合に、予算の範囲内において、住民負担部分の一部を補助することにより、住民負担の軽減を図り、もって住民の静穏な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民基本負担額」とは、会社規程第5条第2項第2号から第4号又は第3項に規定する会社の助成金の額の算定基礎となる工事費から会社の助成金及び兵庫県の補助金の額を控除した額をいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、会社規程に基づく空気調和機器の更新工事又は告示日後住宅の防音工事による空気調和機器設置工事に係る住民基本負担額を負担する者で、当該工事を完了したものとす。

(補助金の額)

第4条 補助金額は、住民基本負担額の2分の1以内の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に關係書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

(交付時期)

第7条 補助金は、前条の決定後、速やかに交付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた者がいるときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(細則)

第9条 この要綱に規定する申請書の様式、その他この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

2 この要綱は、平成元年6月1日以後に完了した機能回復工事及び平成4年1月1日以後に完了した告示日後住宅の防音工事について適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。